

改正

平成20年6月26日教育委員会告示第17号

令和3年4月21日教育委員会告示第15号

三次市適応指導教室運営要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、不登校児童生徒に対して、学校とは異なった環境の中で、学習や生活の指導を通して子どもの自立を促し、不登校問題の解決を図るため設置された適応指導教室の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 適応指導教室は、何らかの理由等により長期不登校の状態にある児童生徒で入室を希望する者のうち、その児童生徒の在籍する学校長（以下「学校長」という。）の要請を受けた児童生徒を対象とする。

(指導時間)

第3条 適応指導教室の開設は、次に掲げるとおりとする。

(1) 開設期間 4月1日から翌年3月31日まで（三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（平成16年三次市教育委員会規則第13号）第17条に規定する休業日を除く。）

(2) 指導時間 午前9時から午後3時まで

2 前項に規定する開設期間及び指導時間は、児童生徒の状態により三次市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が変更することができる。

(指導の方法)

第4条 適応指導教室の指導は、次に掲げるとおりとする。

(1) 各教科の学習活動

(2) 工作、スポーツ等の集団活動

(3) 児童生徒の興味又は関心に応じた自由学習活動

(4) 生活、進路等の相談活動

(入室の手続)

第5条 適応指導教室の入室手続は、原則として次に掲げるとおりとする。

(1) 保護者は、適応指導教室において、児童生徒とともに青少年指導相談員との相談のうえ、

適応指導教室入室願（様式第1号）を学校長に提出する。

(2) 学校長は、適応指導教室入室申請書（様式第2号）を教育長に提出する。

(3) 教育長は、当該児童生徒の性格、行動及び学校における指導、相談状況等から入室を決定し、入室許可書（様式第3号）を交付する。ただし、特に児童生徒の状況により必要と認めた場合は、見学入室又は仮入室を許可することができる。

(退室の手続)

第6条 適応指導教室の退室手続は、原則として次に掲げるとおりとする。

(1) 学校長は、青少年指導相談員と協議のうえ、児童生徒の状況により登校が可能と判断した場合は、児童生徒退室申請書を教育長に提出する。

(2) 教育長は、学校長からの申請に基づき、退室を決定する。

(学校との連携)

第7条 適応指導教室に入室している児童生徒の指導、相談及び援助に関する事項の学校との連携の方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 青少年指導相談員は、児童生徒の状況を電話又は学校訪問により学校長に報告する。

(2) 教育長は、月毎に児童生徒通室状況報告書を学校長に送付する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、適応指導教室の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年教委告示第17号）

この告示は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（令和3年4月21日教委告示第15号）

この告示は、令和3年4月21日から施行する。

年 月 日

学校長 様

保護者 _____
(児童生徒との続柄)

適 応 指 導 教 室 入 室 願

次の者を、適応指導教室において指導を受けさせたいので、入室させていただきようお願いたします。

記

(フリガナ) 氏 名		生年月日 (性別)	年 月 日 (男 女)
住 所		電 話	
学校名 学年組		学校	学年 組

三次市教育委員会教育長 様

校長 学校 印

適応指導教室入室申請書

次の者について、適応指導教室入室させていただきたいので、よろしくお願ひします。

記

(フリガナ) 氏 名		生年月日 (性別)	年 月 日 (男 女)
学校名 学年 組	学校 年 組	担任氏名	
保護者名		電話番号	

年 月 日

学校長 様

三次市教育委員会教育長
(学校教育課)

入 室 許 可 書

次の生徒が適応指導教室に 年 月 日から入室することを許可します。

記

(フリガナ) 氏 名		生年月日 (性別)	年 月 日 (男 女)
学校名 学年 組	学校 年 組		
住 所			
保 護 者 名			